		担当課都可	<b></b>
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	平成27年12月2	22目(火)	
開催時間	午前10時00分 開会 ・ 午前11時00分 閉会		
議長(委員長・会長) 氏 名	会長 木村昭夫		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	管野博子 矢部一元 矢島洋文 細川英俊 三浦正夫 新井正明 三友 晃	沒 石原 完 木村昭夫	
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	小林忠司 石渡健司	引 (2名)	
事務局職員職氏名	都市整備部長 都市整備部副部長 都市整備部副部長 "都市計画 "" "" ""	) 計画担当副課長 ) 計画担当主査	武藤幸二 奥 吉 塚 声 大 島 村 直 樹 小 田 由紀
○議期			

### ○議題

議案第1号 鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)

○報告事項

「鴻巣市 都市計画マスタープラン」及び「鴻巣市 緑の基本計画」の見直しについて

## (決定内容)

会議

○議案第1号を説明し、その後、質疑応答を行った。質疑応答の内容については、 以下のとおり。また、全会一致により原案のとおり可決された。

## (説明の概要)

内容

配布資料

 $\mathcal{O}$ 

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の敷地の用に供されたことなどにより、都市計画生産緑地地区の変更を行う。

## (報告事項)

○報告事項の内容については、以下のとおり。

### (説明の概要)

策定後5年以上を経過した「鴻巣市 都市計画マスタープラン」及び「鴻巣市 緑の基本計画」について、来年度、見直し作業を行う。

## 1 次第

2 審議会席次表

- 3 委員名簿
- 4 傍聴規程
- 5 議案第1号、資料

# 質疑応答等内容概要

## 〇議案第1号「鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)」

## 【事前通告】

- ① 道路を整備する際の、土地の寄付と買収について、その取扱い方法や条件、基準などはあるのか。
- 事務局:寄付は、地権者より、公共用地として、市に寄付されるものである。一方、買収は、公共事業の施行者が、事業用地を確保するために必要な土地の取得をするものである。

市道の寄付にあたっては、鴻巣市私道等寄附受入要綱に基づいて、道路課が 事務を行っている。また、開発道路の採納については、開発の事前協議等を行 う際に、採納後に管理することとなる道路課の同意を得た上で、開発を行い、 寄付をしていただいている。

- ② 地区が一部解除なのは、筆ごとに地権者が異なるからなのか、または、相続人の希望によるものなのか。
- 事務局: 馬室第45号は、元が3筆あり、1筆ずつ所有の地権者2名と、そのうちの1名と他の方1名との共有名義による所有となっている。このうち、1筆所有する方が亡くなり、相続人により買取申出が出された。馬室第50号は、全5筆で、地権者は1名であり、そのうちの1筆につき、買取申出が出された。他の筆は、相続人が耕作するとのことである。吹上第12号は、1筆ずつ所有しており、そのうちの1名の所有地について買取申出が出された。吹上第13号は、元の筆9筆のうち、1名が所有する5筆全てを解除し、買取申出者が同一である吹上第37号については、元の筆22筆のうち、申出者1名の所有地1筆を解除した。吹上第28号は、元の筆4筆を、2名の方が所有していたが、1名が所有する3筆のうち、1筆に対して買取申出が出された。
- ③ 生産緑地地区は、地権者が複数名であっても同一地区になるのか。
- 事務局:生産緑地の指定は、生産緑地法第3条の規定により、生産緑地地区指定の要件 を備えた一団の区域が、生産緑地地区として指定される。

生産緑地法の運用指針及び基準では、一団の区域は、農業用ではない道路や水路については、地区内に 6 m以上の道路が無いかなどによって判断される。ただし、地域の実状を加味して良いことになっている。

これらの条件に沿って、指定希望の際に、各地権者より希望があった土地を、 それぞれの地区に分けていき、各関係機関との協議を踏まえ、地権者の同意を いただいた上で指定している。従って、これらの条件を満たす場合には、異な る地権者であっても、一つの地区に指定される。

- ④ 変更理由が道路用地の寄付となっている地区の、更に詳しい理由や内容を伺いたい。
- 事務局:地権者が、開発行為で作った道路を、市に帰属していただいたものである。生産緑地地区内に公共施設等を設置する場合は、地権者が事前に、生産緑地法第8条第4項の通知をすることとなっている。本市では、通知を受理したのち、市への所有権移転登記が完了したことをもって、都市計画変更手続きを行っている。
- ⑤ 生産緑地地内の買収を行った、具体的な理由は。
- 事務局:鴻巣第4号は、市道A-2035号線の道路改良のために買収した。市道A-2035号線は、鴻巣中央小学校への登下校児童、または歩行者の歩行空間の確保や、右折避譲帯の整備による渋滞緩和などを目的とし、現在、道路改良が行われている。

原馬室第4号、及び原馬室第5号は、原馬室地区地区計画内における地区施設である、区画道路3号の整備を理由として買収された。この区画道路は、地区内の消防活動困難区域の解消、地区の骨格道路の形成などを目的として、現在、事業が進められている。

- ⑥ 提出された買取申出に対して、市が買い取らなかった理由は。また、買い取らない 旨の書面を当該所有者に通知した日は。
- 事務局:経済情勢上の理由や、当該地における公共施設等の予定が無かったことなどを、 総合的に勘案し、市有地としての買取を見送った。また、農業委員会による斡旋も、買取希望者が現れなかったことが、今回、解除に至る理由である。 なお、買い取らない旨の通知を行った日は、鴻巣第4号が平成26年12月

26日、馬室第45号が平成27年4月24日、馬室第50号が平成27年7月21日、吹上第12号が平成27年4月27日、吹上第13号・吹上第37号が平成27年3月10日、吹上第28号が平成27年9月10日である。

⑦ 行為制限を解除された地区の標識は、いつ撤去や移動をするのか。

事務局:標識の撤去や移動は、市や地権者、または地権者より依頼を受けた業者が行っている。また、標識の確認や管理は、職員が見回りした際や、通報を受けた時に行っている。

## 【当日】

委員:買取申出に対して、市が買い取った事例はあるのか。

事務局:平成8年に1件ある。

委 員:生産緑地地区の面積は、指定以降、一貫して減少しているが、市としての今後 の見通しは。

事務局:今後は、相続人が農業を引き継ぐのも、厳しくなってくると予想されるので、 生産緑地地区の買取申出は、増加すると見込んでいる。

委 員:生産緑地地内における作付の内容は、どのようなものが多いのか。また、生産 緑地地内で栗などを栽培しても構わないのか。

事務局:作付内容は、稲作や野菜など、地区によって様々であり、一概に、多いものは 把握していない。また、生産緑地地区内における果樹の栽培については、差し 支えない。

委 員:生産緑地地区が解除されていく中で、農地の配置政策や援助等は行っているのか。

事務局:水田が担っている災害的な役割や冠水能力等については、把握していない。

委員:農業委員会の斡旋について、具体的な手続きはどのようになされているのか。

事務局:都市計画課より農業委員会に斡旋依頼を行い、農業委員会に諮っていただき、

委員会の中で、委員に対して斡旋を行っていただいている。

委員:斡旋に対する買取は、自身で耕作する方が行うのか。

事務局:自身で購入し、耕作する方である。